

いわゆる「民泊」事業を行われる皆様へ

水質汚濁防止法の届出は済みましたか？

民泊施設は、水質汚濁防止法の規制を受けることがあります。

民泊事業をお考えの方は、必ず事前に御相談ください。

(水質汚濁防止法の相談窓口は裏面をご覧ください。)

Ⅰ いわゆる「新法民泊」※¹・「特区民泊」※²を行う家屋内の「台所」や「浴室」(シャワーのみの場合を除く。)などは、水質汚濁防止法の「特定施設」(ちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設)に該当します。

※¹：新法民泊：住宅宿泊事業法(平成30年6月15日施行)に基づく住宅宿泊事業

※²：特区民泊：国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

Ⅰ 「特定施設」を設置する(している)場合、水質汚濁防止法の届出や排水基準の遵守などが必要となることがあります。

Ⅰ なお、例えば、集合住宅の一部で民泊事業を行う場合は、民泊事業者ではなく、排水処理施設(浄化槽等)の管理者等に届出義務が生じることがあります。

Ⅰ 公共用水域(河川・水路・海など)への1日当たりの最大排水量が50m³以上の場合は、水質汚濁防止法の届出でなく、瀬戸内海環境保全特別措置法の許可が必要な場合があります。

【特定施設について】(水質汚濁防止法第2条第2項)

水質汚濁防止法施行令別表第一

第66の3 旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設

旅館業法第3条第1項に基づき都道府県知事から営業の許可を受けた者だけでなく、新法民泊や特区民泊の事業を営業する者の施設は、旅館業法第2条第1項に規定する旅館業の対象に含まれます。

⇒ このため、特定施設に該当します。

水質汚濁防止法の規制の詳細は、大阪府ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshishido/mizu/>

大阪府 水質規制 で検索

水質汚濁防止法の相談窓口

(平成30年3月時点)

民泊施設が 所在する市町村	担当部署	電話番号
柏原市	大阪府環境農林水産部環境管理室 事業所指導課水質指導グループ	06-6210-9585 (直通)
交野市		
門真市		
島本町		
四條畷市		
摂津市		
大東市		
羽曳野市		
藤井寺市		
熊取町		
泉南市		
高石市		
田尻町		
岬町		
大阪市	大阪市建設局下水道河川部水環境課 (水質管理担当)	06-6967-0981 (直通)
池田市	池田市環境部環境政策課	072-754-6647 (直通)
箕面市		
豊能町		
能勢町		
豊中市	豊中市環境部環境政策課	06-6858-2105 (直通)
吹田市	吹田市環境部環境保全課	06-6384-1850 (直通)
茨木市	茨木市産業環境部環境政策課	072-620-1644 (直通)
高槻市	高槻市産業環境部環境保全課	072-674-7486 (直通)
守口市	守口市環境部環境政策課	06-6992-1508 (直通)
寝屋川市	寝屋川市環境部環境推進課	072-824-1181 (代表)
枚方市	枚方市環境部環境指導課	050-7102-6013 (直通)
東大阪市	東大阪市環境部公害対策課	06-4309-3206 (直通)
八尾市	八尾市経済環境部環境保全課	072-994-3760 (直通)
松原市	松原市市民生活部環境予防課	072-334-1550 (代表)
富田林市	河内長野市環境経済部 環境政策課公害対策係	0721-53-1111 (代表)
河内長野市		
大阪狭山市		
太子町		
河南町		
千早赤阪村		
堺市	堺市環境局環境保全部環境対策課	072-228-7474 (直通)
泉大津市	泉大津市都市政策部環境課	0725-33-1131 (代表)
忠岡町		
和泉市	和泉市環境産業部環境保全課	0725-99-8121 (直通)
岸和田市	岸和田市市民環境部環境課	072-423-9462 (直通)
貝塚市	貝塚市都市整備部環境衛生課	072-433-7186 (直通)
泉佐野市 (※)	泉佐野市生活産業部環境衛生課	072-463-1212 (代表)
阪南市	阪南市市民部生活環境課	072-471-5678 (代表)

※ 平成30年3月31日までは、大阪府泉州農と緑の総合事務所環境指導課 (電話番号 072-437-2530 (直通)) が相談窓口。